

ホームページの利用規定

京都教育大学同窓会のホームページの他団体の利用について次のように定める。

- 1 利用できる者は 本会会員、および本会会員が構成員である団体とする。
- 2 利用の内容は次のものとする。
 - ①本会会員を構成員とする団体の持つホームページへのリンクを貼る。
 - ②本会会員、および本会会員を構成員とする団体が必要とする情報を、同窓会のホームページの掲示板に掲示できる。ただし、営利を目的としたものは対象外とする。

(例) 個展、講演会、研修会、支部活動、部活動や学科単位の同窓会などの案内
- 3 利用を希望する者は、内容、掲示期間などを同窓会事務局に連絡するものとする。
- 4 ホームページへの利用の可否は、担当副会長が決裁する。
- 5 この規定は、平成3年7月1日より有効とする。